

9 国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか。

「国会議員関係政治団体」は、平成 19 年 12 月の規正法改正により、新たに特例として設けられたものです。令和 6 年の規正法改正により、国会議員関係政治団体の範囲が拡大されました。

1 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次の政治団体をいいます(規正法 19 条の 7)。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（「1号団体」）
- ② 租税特別措置法に該当する政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（「2号団体」）
- ③ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員である政治団体(いわゆる政策研究団体)（「3号団体」）

※ 1 国会議員に係る公職の候補者には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

※ 2 政党及び政治資金団体は国会議員関係政治団体には該当しません。

※ 3 2号団体に該当するか否かは、課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をするか否かにより判断されます。

※ 4 1号団体、2号団体及び3号団体の複数又は全てに該当する場合もあります。

2 国会議員関係政治団体とみなされる団体

① みなし1号団体

政党の支部で、国会議員に係る選挙区を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者である支部は、上記 1 ①の国会議員関係政治団体とみなされます（「みなし1号団体」）。

なお、都道府県を単位に設けられている政党支部は、(地理的範囲としては参議院の選挙区選出議員の選挙区と基本的に一致するものとも考えられますが、)あくまでも行政区画としての都道府県を単位として設けられている支部であれば、「選挙区を単位として設けられるもの」には該当せず、代表者が国会議員であっても、「国会議員関係政治団体」とみなされません。

例えば、〇〇党東京都支部連合会が、国会議員の選挙区支部として設けられて

いるのでなければ、国会議員関係政治団体には該当しません（規正法 19 条の 7 ②）。

② みなし国会議員関係政治団体

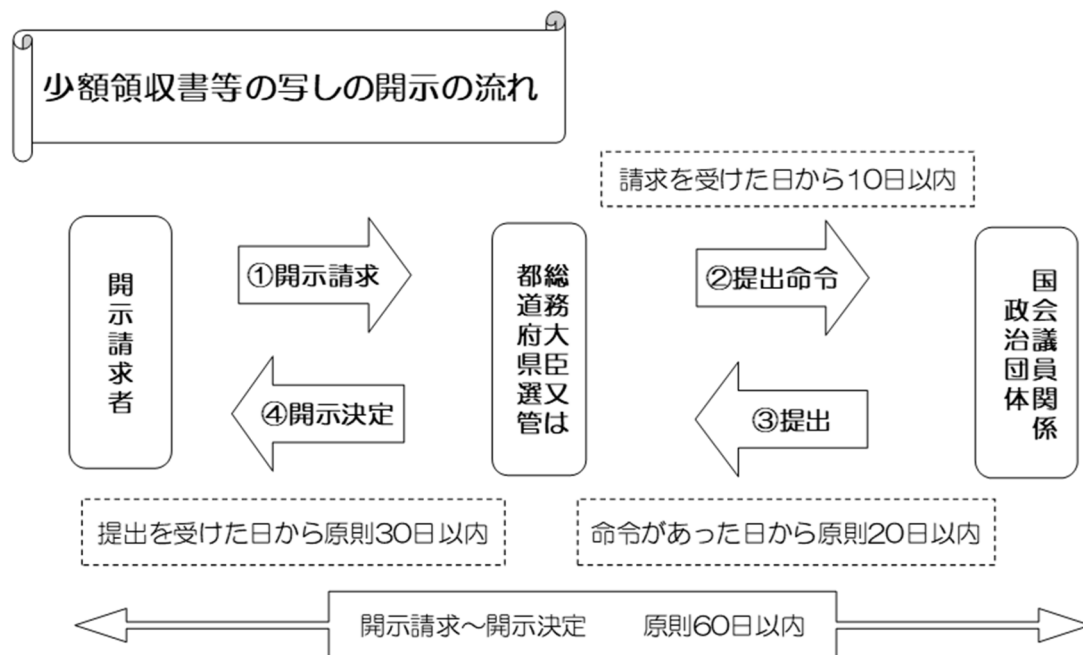
令和 8 年 1 月 1 日から、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が 1 千万円以上となった政治団体は、1 千万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます（規正法 19 条の 16 の 3）。

- ・同一の国会議員関係政治団体（3 号団体を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である 2 以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあつては、その金額の合計）
- ・同一の 3 号団体に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額

10 国会議員関係政治団体にはどのような特例がありますか。

- 1 国会議員関係政治団体に該当する場合は、該当する旨の届出が必要です。新たに設立する政治団体が国会議員関係政治団体に該当する場合は「設立届」に、既存の政治団体が国会議員関係政治団体に該当することになった場合には「異動届」に必要事項を記載し、届け出なければなりません。
- 2 国会議員関係政治団体については、「収支報告の適正確保」と「収支報告の透明性の向上」の観点から、次のような義務が課されています。なお、収支報告書の提出期限が、他の政治団体と比べ、2 か月（解散の場合は 30 日）長くなります。
 - ① 令和 9 年 1 月 1 日以降に提出する政治資金収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、オンラインによる提出をしなければなりません。
 - ② 金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管しなければなりません。
 - ③ 全ての支出について領収書等を徴収し、収支報告書の公表日から 3 年間保存しなければなりません。
 - ④ 人件費以外の 1 件 1 万円超の支出に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを提出しなければなりません。

- ⑤ 人件費以外の1件1万円以下の支出に係る領収書等（少額領収書等）について規正法による写しの開示制度の対象になります。



- ⑥ 国会議員関係政治団体が、国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く）に対して寄附をする場合は、文書で通知しなければなりません。通知内容は、（１）当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、（２）当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地、当該国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名等です。

同一の国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額が1千万円以上となる場合、1千万円に達することとなった寄附に係る通知を受けた日から7日以内に、その旨届け出なければなりません。

- ⑦ 代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければなりません。また、随時又は定期的に、次の事項を確認しなければなりません。
- ・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。
 - ・ 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

- ⑧ 会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、預貯金口座の残高を確認することができる書類（残高確認書）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなら

りません。翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければなりません。

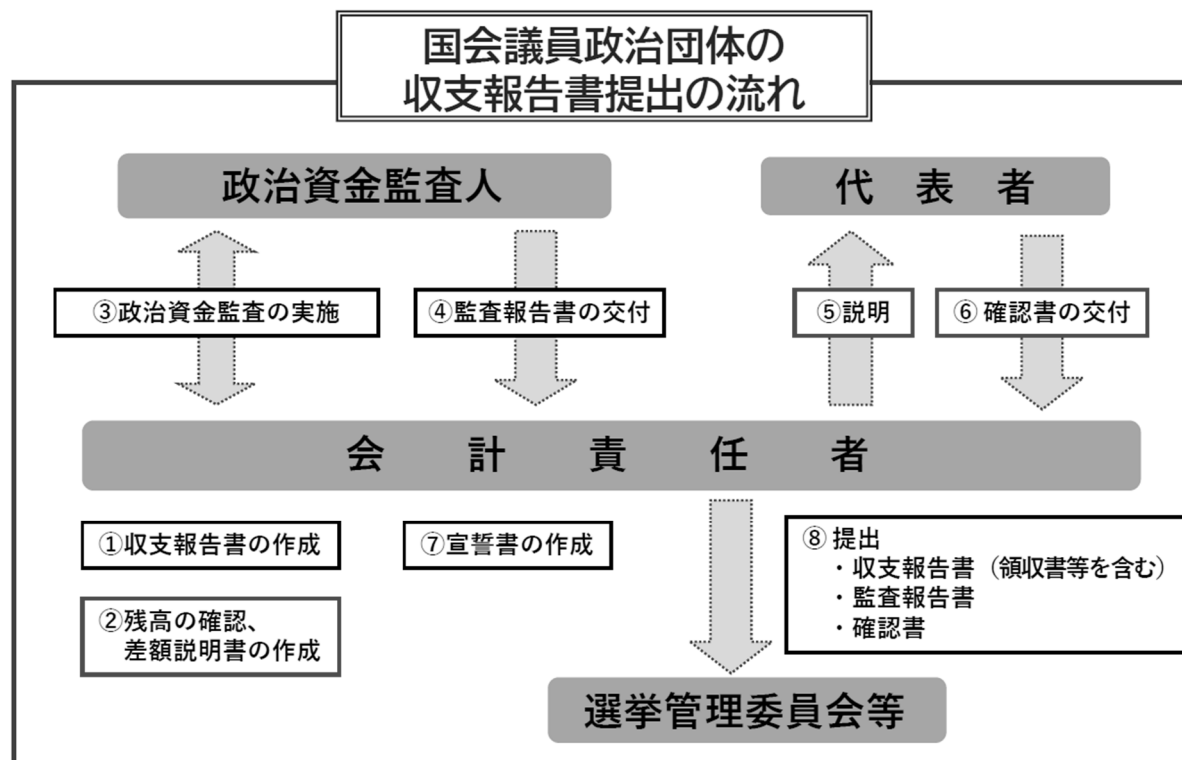
- ⑨ 収支報告書を提出する際には、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければなりません。

登録政治資金監査人は政治資金監査において、残高確認書及び差額説明書に基づいて翌年への繰越しの状況が収支報告書に表示されていることを確認する必要があります。

- ⑩ 会計責任者は、代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

代表者は、会計帳簿等に関する随時又は定期的確認の結果及び会計責任者による報告書提出時の説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。

会計責任者は、収支報告書を提出するときは代表者により交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。



- 3 収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、それらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公選法第 199 条の 2 から第 199 条の 5 まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととされています。

11 政治団体(政党)の支部とはどのような団体をいいますか。

政治団体（政党）が支部として次のような要件を備えて届け出た場合、寄附に関する制限等を除き、諸手続きや収支報告書などで「単独の政治団体」とみなされ、支部についても設立の届出、収支報告書の提出が必要になります。

したがって、本部及び支部はそれぞれ別々に設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等の手続きが必要になります（規正法 18 条）。このように、政治団体の支部は独立した組織、機構を有し、独自に会計処理を行うものです。

- ① 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。
 - ② 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されていること。
 - ③ 会計について、一定の範囲内で独自に金銭、物品その他の財産上の利益の授受を行える状況にあること。
- ※ ①から③の要件を満たさない下部（内部）組織（会計上独立していないもの及び単なる連絡事務所的なもの）や支部としての届出のない組織は、規正法上の「政治団体（政党）の支部」とはなりません。

政治活動に関する寄附についての規定は、本部、支部を通じて一つの政治団体として適用されますので寄附の授受の制限については注意が必要です。

なお、資金管理団体に指定する場合には、政治団体の本部又は支部がそれぞれ 1 つの政治団体とみなされるため、本部又は支部のいずれかを指定することになります（規正法 19 条の 6）。

政治団体の支部は、当該政治団体の一部ですので、本部が規約等に基づき解散したときには、当該支部も当然に解散するものであり、規約等の変更によって支部だけが存続することはありません。

なお、政治団体の本部は、支部が解散したときには、当該支部の代表者及び会計責任者に代わって支部の解散届出をすることもできます(規正法 18 条⑤)。

政治団体が支部を設ける場合には、本部規約の中に「支部を設置することができる」等の規定があり、それを受けて「支部規約」を規定している例が一般的となっています。

例：「第〇条 本支部は、本部規約第〇条に基づき設置する支部である。」

新たに政治団体が当該政治団体の支部を設立する場合には、①「設立届」、②「支部の規約」（当該政治団体の支部とわかるもの。）が必要となります。

**令和 6 年 6 月及び 12 月の政治資金規正法の改正により
新設された様式について**

- ①国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知
- ②残高確認書 ③差額説明書 ④確認書

様式は、東京都選挙管理委員会HPよりダウンロードしてください。